

「桜ヶ丘町内会ホームページ」管理運用規定

この規定は「桜ヶ丘町内会ホームページ」の管理運用に関して必要な事項を定めるものである。
(以下 HP と記す)

I 目的

桜ヶ丘町内会運営やクラブ活動の状況などの町内住民への情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ると共に、町内住民間の交流だけでなく、コミュニティーとの交流にも役立つ情報の発信を目的とする。

II HP 委員会の設置と業務

- 1 HP の管理運用、HP に掲載する情報の選定等を行うため、町内会に HP 委員会を設置する。
桜ヶ丘町内会 HP への掲載にあたり本委員会は以下の業務を行う。
 - ① ホームページの管理運用に関すること。
 - ② ホームページの掲載内容に関すること。
 - ③ 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
 - ④ 知的所有権に関すること。
 - ⑤ その他。

III HP 委員会の構成

- HP 委員会は以下の者で構成する。
- ② 管理責任者 1名 = 桜ヶ丘町内会長とする。
 - ② 運用責任者 1名 = 桜ヶ丘町内会広報委員会委員長または町内会長から委嘱を受け町内会班長会で承認が得られた者とする。
 - ③ 運営委員 若干名 = 桜ヶ丘広報委員、町内会班長会で了解が得られた協力者等とする。

掲載するコンテンツの提供者として、町内会各委員・町内各種団体・運営協力者等の協力を得るものとする。

IV 管理責任者及び運用責任者

- 1 管理責任者
 - ① HP 管理者責任者は町内会長とし、HP の管理を行う。
 - ② 管理責任者は、運用責任者を置き、HP の管理、運用にあたらせる。
- 2 運用責任者
 - ① 運用責任者は HP 作成、更新、削除等のアクセス権を持ち、管理、運用にあたる。
- 3 運営委員
 - ① 情報の収集・内容検討・HP の構成・作成に必要な実務を担当する。
- 4 運用責任者、運営委員は管理責任者（町内会長）の委嘱により活動を行う。

V 運営委員会の開催

運営委員会は適宜開催する。

VI 運営に必要な経費の処理

- ① HP 運営に関する費用は町内会が負担する。

VII 個人情報・知的所有権の保護

1 HP に情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の 保護等に十分 注意すること。

- ① 氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報は原則的に公開しない。
(ただし、氏名・班名については本人の許可を得て掲載することができる)
- ② 著作権等に係わる知的所有権を HP 上に掲載する場合は、必ず知的所有権者 の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。
- ③ HP 掲載内容のすべては運営委員会に帰属し、複製・改変・流用は一切認めない。ただし、個人的閲覧・印刷は可とする。
- ④ 削除・内容変更の申し出があった場合はすみやかに対応する。

VIII 禁止事項

1 以下に掲げる内容は、HP 上に掲載しない。

- ① 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益をもたらすもの。
- ② 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- ③ 法律に違反するもの。
- ④ 営利を目的としたもの。
- ⑤ 選挙報道等特定候補者の利益をもたらすもの。
- ⑥ HP 委員会が非常識と判断したもの等。

IX 意見、要望等の受付

1 HP に関する意見、要望等は各班長を通じて受け付ける事とする。

X 組織の改廃

HP 委員会の改廃及び HP の改廃については、班長会の多数決で決定する事とする。

附則

本規定は平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

桜ヶ丘ホームページ管理運用規定 制定 平成 23 年 2 月 28 日

改定 平成 27 年 7 月 1 日